

審査基準整理票

処分名	公共棧橋の使用料の減免		
根拠法令名	大津市公共棧橋条例 (平成17年条例第97号)	(条項) 第5条第3項	
基準法令名	大津市公共棧橋の管理運営に関する規則 (平成18年規則第10号)	(条項) 第6条第2項	
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>公共棧橋の使用料は、大津市公共棧橋条例第5条第3項に規定する市長が特別の理由があると認めるときとして、次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をする場合 全額</p> <p>(2) 公用又は公益上の目的のための行為をする場合 全額</p> <p>(3) 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額</p>			

【根拠法令】

大津市公共棧橋条例

(使用の許可)

第5条 略

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

【基準法例】

大津市公共棧橋の管理運営に関する規則

(使用料)

第6条 略

2 条例第5条第3項の規定により使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をするとき。
- (2) 公益上の目的のための行為をするとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。